

数字で見る日本の後見

一般社団法人 後見の杜

2016年2月3日

目次

1. 後見の実利用

増える成年後見利用・横ばいの未成年後見利用
～管理対象財産は18万人強の約5.5兆円～

2. 後見人の解任

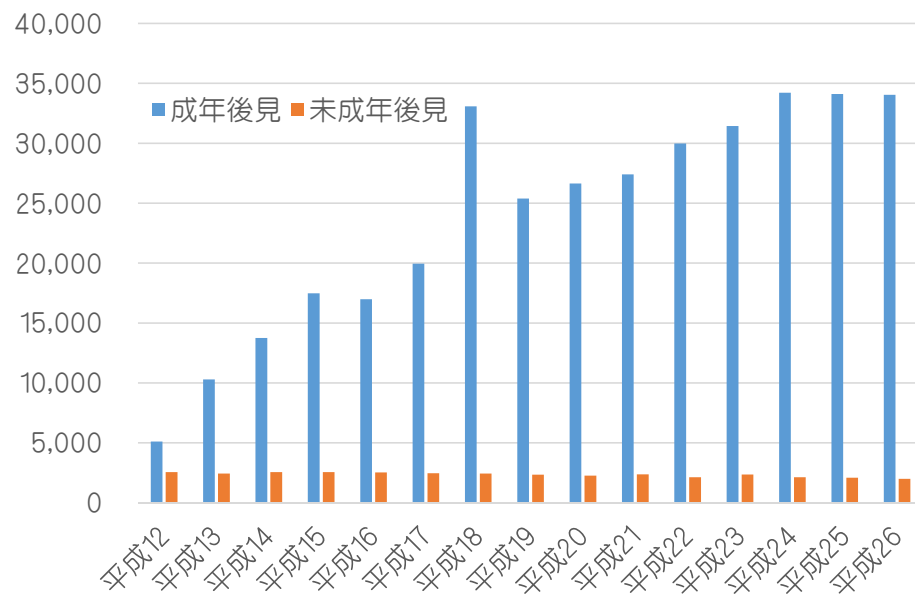
増加する後見人の解任
～後見人の100人の1人が解任～

3. 後見人の辞任

急増する後見人の辞任
～後見人の100人に6人が辞任～

1. 後見の実利用

増える成年後見利用・横ばいの未成年後見利用



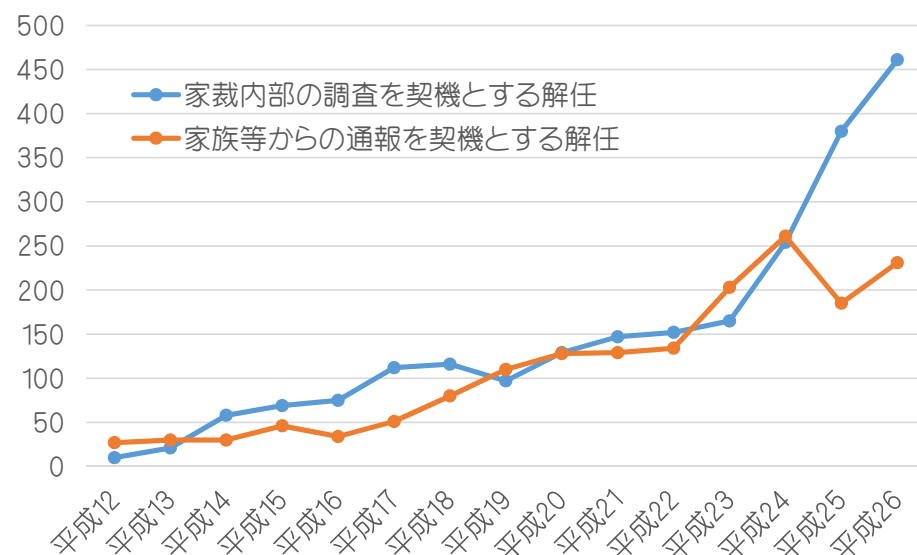
出所:司法統計および成年後見事件の概況(最高裁)

～管理対象財産は18万人強の約5.5兆円～

- ◆ 平成12年4月にスタートした後見制度。
- ◆ 平成26年までの15年間で、未成年後見35,321件+成年後見359,907件＝合計395,228件の実利用がありました。
- ◆ その間、未成年後見は毎年2千件台の新規利用で推移しています。成年後見は増加し、ここ数年は3万5千弱の新規利用となっています。
- ◆ 平成26年の成年後見稼働件数は184,670件です。ここで、成年被後見人等の財産を平均3千万円とすると、184,670件×3千万円＝5兆5,401億円の個人財産を、平成26年において管理および利用する分野であることが分かります。
- ◆ 平成26年において報酬を受けた成年後見人等は75,061件です。成年後見人等の約41%にあたります(約59%は無報酬)。ここで、成年後見人等に対する報酬を月4万円とすると、月4万円×12カ月×75,061件＝360億2,928万円(年間)となります。

2. 後見人の解任

増加する後見人の解任



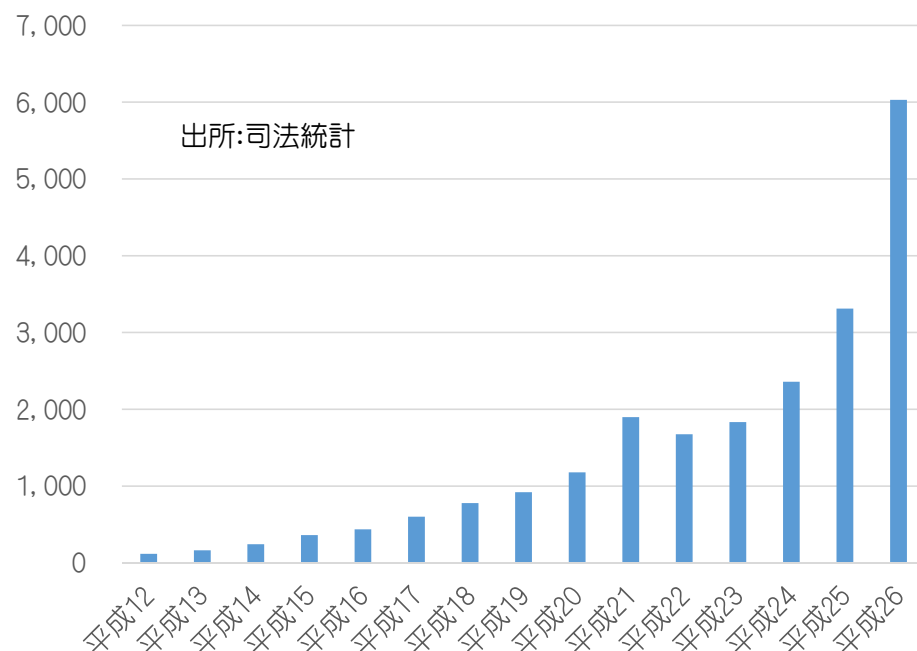
出所:司法統計をもとに後見の杜で計算

～後見人の100人の1人が解任～

- ◆ 後見人等の解任は家裁が実施します。
- ◆ 解任の契機は「家裁内部の調査によるもの」と「被後見人等の家族等からの通報によるもの」の2ルートあります。平成24年を境に、家裁内部の調査を契機とする解任が急増しています。
- ◆ 解任件数は平成12年の37件から平成26年の692件へ増加(19倍)しています。この15年間の解任総数は3,925件です。同期間の後見総数は395,228件ですから、解任率は約1%となります(後見人等の100人に1人が解任されている)。
- ◆ 一部の報道によると、解任された後見人の9割が親族で1割が士業です。よって、解任された親族後見人は3,533人、解任された士業後見人は393人と推計されます。
- ◆ 同じく、後見人による横領額の平均は1千万円です。よって、過去15年間で3,925件×1千万円=392億5千万円の横領額となります。
- ◆ 後見人が解任されると遅滞なく次の後見人が改任されますが、必ずしも横領された金員の賠償を請求するとは限りません。

3. 後見人の辞任

急増する後見人の辞任



～後見人の100人に6人が辞任～

- ◆ 後見人側に体調不良や引っ越し等の事情がある場合、家裁の許可を得て後見人は辞任します。
- ◆ 介護のことが分からないということで士業後見人が辞任したケースもあります。被後見人やその家族との不仲、少額の使い込みなどの理由で家裁から辞任を勧められ辞任する後見人もいます。
- ◆ そのせいか、ここ数年、後見人の辞任が急増しています。
- ◆ 後見人の辞任は平成12年の117人から平成26年の6,030人へ増加(約52倍)しています。平成25年から平成26年も倍増です。
- ◆ この15年間の辞任総数は21,906件です。同期間の後見総数は395,228件ですから、辞任率は約6%となります(後見人等の100人に6人が辞任している)。
- ◆ 後見の杜は、解任(横領等ある意味わかりやすく処分しやすい)までいかない辞任(不適切な後見の実態)に注目しています。
- ◆ 後見人が辞任すると遅滞なく次の後見人が改任されます。